

六朝史研究の課題

——川勝義雄著

『六朝貴族制社會の研究』をめぐる——

渡邊 信 一 郎

I

戦後の中國史研究は新しい段階を迎えようとしている。言いふるされたことであるが、一世を風靡した社會經濟史研究は六〇年代以降やや下向氣味にあり、研究の個別分散化は著しく進み、混沌状態が続いてきた。こうした混沌の中で一つの區切をつける動きが出てきたのである。東西から期せずして發刊された『アジア歴史研究入門』（既刊一—三卷 同朋舎 一九八三年）・『中國史研究入門』（上・下 山川出版社 一九八三年）がその第一の例であろう。それらは、それぞれの立場から戦後の中國史研究を概括し、新しい研究の手びきを提供しようとするものである。こうした概括の動きは、戦後の研究が一つの段階を終えつつあることを示している。しかし、それにかわる新しい段階がどのようなものになるのか、残念ながら二つの企畫とも充分な示唆を與えてはくれない。むしろ、個別分散化を如實に反映して研究の概括は斷代史的・個別分野的になされておき、中國史の全體像をとらえる視座を缺いているかの如くである。中國史研究は今いかなる段階にあり、いかにして新しい段階を迎えようとしているのだろうか。我われの新しい研究を啓發する視座はなお混沌のうちにあり、というのが率直な感慨である。

第二の例は、六朝史に即して言えば、戦後の言わば第二段階を主導してきた川勝義雄氏と越智重明氏とがこれも期せずして論著をいつぎ公刊したことである。^①前者は數十年來にわたつてものされてきた著者の論考をまとめたものであり、後者は著者の言葉をかき集めた年來的研究をふまえた「概説風」の書きおろしである。六朝史研究が一つの概括の時期にきたことをそれらは明示している。新しい段階が古いものの批判的繼承を通じてよりほか達成しえないものであるとすれば、兩者の研究をどのようなものとして位置づけるかは、若い世代にとってはさけて通れない手續の一つとなるのではあるまいか。とりわけ、川勝氏の著書は、封建制という中國前近代の社會構成を理解するための基礎範疇を正面からとりあげており、その検討は今後の研究動向を探る有力な手掛りとなるはずである。以下、主に川勝氏の論著をとりあげて論評することを通じて、中國史研究の新しい段階がいかなるものとなりうるのか、たどたどしい摸索を試みることにしたい。

II

川勝氏の論著を直接論評する前に、その前提として川勝氏の研究がこれまでの中國史研究、とりわけその背骨をなす京都の中國史研究の中でどのような位置と性格とをもつものであるか、筆者なりに概観しておきたい。

中國史研究の分野で近代的歴史學が成立したのは、おそらく今世紀初頭、内藤湖南が上古・中古・近世の三區分法によって中國・北・東アジアの歴史的展開のあとを全體像として提起したことにある^②と言ってよい。すでに指摘されているように、それは王朝興亡・

斷代史觀からの脱却であり、漢學の一分枝からの中國史學の最終的な自立の宣言であった。この時期は、對外的には日清・日露戰爭後、日本が近代帝國主義國家として本格的にアジアへのり出した時期であり、國內的にもそれに對應する形で社會主義的潮流や「大正デモクラシー」が風靡しつつある時代であった。だからそれはまた、湖南が當面した現代中國たる清末民國初期の社會を、そこに至るまでの全體史像として近代日本人の立場から認識しようとしたものであるとも言える。こうした意味において内藤史學の成立は、中國史の分野におけるいわば「市民的歴史學」の成立を意味していた。⁽³⁾ 京都をはじめ關西の中國史研究は、考證を主とする所謂「實證主義」的歴史學の潮流と湖南に代表される「市民的歴史學」の潮流との二潮流を含むその混合として今日に至っていると言つてよい。

こうした「市民的歴史學」の潮流は、日本の敗戦・中國革命の達成を契機に新しい段階を迎える。その學問的契機は、言うまでもなく「世界史の基本法則」という、そう言つてよければ特殊なマルクス主義理解を理論的基礎とする諸研究の登場である。様ざまな弱點をもつとは言え、それらが停滯性論批判を基軸として戦後の研究に斬新な問題提起と視座とを與え、新しい研究を導いたことは否定しえない事實である。「基本法則派」とでも呼ぶべき戦後の新しい動向に對して、おそらくその學問形成期に三〇年代のマルクス主義の一端にふれていたと思ひ關西の「市民的歴史學」の潮流にも新しい動きが顕在化するようになる。「基本法則派」が社會經濟史的 연구によつて奴隸制や農奴制の檢出につとめたことの對應として、「市民的歴史學」の中にも社會經濟史的研究が一層大きな比重を占めるようになる。宮崎市定氏の「中國史上の莊園」(『アジア史研

究』第四 東洋史研究會 一九六七年)や宇都宮清吉氏の「僮約研究」(『漢代社會經濟史研究』 弘文堂 一九五五年)はその代表例であり、貴族制論に即して言えば、貴族の社會的基盤の究明が大地所有や莊園制の研究と不可分にすめられることになった。更に重要なのは、時代區分が兩氏によつて一層具體化されたことである。⁽⁵⁾ 例えば宮崎氏の所論に見られるように、中國古代・中世・近世社會が、古代においては古典古代の都市國家、中世においては西歐の莊園經濟、近世においてはルネサンスなどとの對比に表われるとあり、中東世界をふくめつつも、西洋史との直接的對比を通じて、世界史との普遍性・同一性を中國史の發展に認めようとする傾向がきわめて顯著になる。そこには、「世界史の基本法則」がそうであったように西洋基準史觀につながる側面を否定しえないが、中國史を東アジア世界の中で位置づけようとした湖南の立場をこえて、それを世界史的普遍性にまで擴大して位置づけようとする意圖が見られる。戦後の關西における「市民的歴史學」の潮流は、こうして宮崎・宇都宮氏らを主導者として、「基本法則派」とともに近代的中國史研究の第二段階——戦後の第一段階を構成したと言える。

第三段階すなわち戦後の第二段階は、六〇年代以降、研究の個別分散化が著しく増大するとともに、一方で基本法則的歴史理解の中からも「世界史像の再構成」が提唱され、明治以來の近代日本に特有の歴史意識——ヨーロッパ基準・普遍、アジア蔑視——が深刻に反省されるようになる状況の中であられる。⁽⁶⁾ こうした動向の出現は、五〇年代後半から六〇年代前半にかけての現實の世界の動向と深くかわつていると同時に、學問內的に限って見ても、個別實證の伸展によつて西歐を基準とする單系發展段階説が中國史の現實に

は直接あてはまらないことがますます明らかになってきたことと無関係ではない。こうした戦後歴史學の動向とも平行する形で、戦後第一段階の「基本法則派」的中國史研究の一部になお見られた一種の硬直化に對して新しい潮流を形成したのが谷川道雄氏であり、川勝氏であつたと思う。兩氏の研究は、第二段階の「市民的歴史學」のそれとは、その基盤を同じくしながらもかなり重要な變化を見せはじめる。その第一は、世界史的視野を保ちつつも、むしろ中國中世社會の獨自性に注目する方向である。第二は、貴族制の基礎を第二段階では大土地所有に認めたのに對し、大土地所有と經濟史研究とは一應きりはなし、政治過程の獨自の運動・展開の中でそれをとらえようとする點である。そうした結果、第三に谷川氏の場合により鮮明に展開されるように、中國中世社會は共同體的關係を基礎とする獨自の世界史的普遍性をもつものとして把握されるに至る。西洋の普遍は、一轉して中國の普遍性に對する特殊な地位に位置づけられるのである。

現今の中國史研究は、個別的實證・考證に學問的使命を見出そうとする「實證主義」的潮流はさしあたり別にして、關西における二つの段階の「市民的歴史學」の潮流の併存・相互浸透と六〇年代以降次第に變容をとげつつある「基本法則派」的歴史學によつて主導されていると言つてよい。そうして、この戦後第二段階の「市民的歴史學」の一つの概括としてまとめられたのが、川勝氏の『六朝貴族制社會の研究』に他ならないのである。

III

その川勝氏の著書は、第Ⅰ部・貴族制社會の形成、第Ⅱ部・封建

制への傾斜と貴族制、第Ⅲ部・貴族制社會の變質と崩壞、の三部一三章によつて構成されている。その内容は著者自身が「はしがき」において簡潔にまとめており、また各章末尾にも要約がつけられているので、ここではあえて詳細にわたる紹介はさけ、その大略のみを示すにとどめたい。第Ⅰ部では、豪族の領主化傾向とそれに對する小農民層の共同體要求運動と郷論の形成を基礎とする豪族共同體・貴族制の成立過程が述べられる。第Ⅱ部では、貴族制の江南社會における展開が、貴族制によつて立つ郷論主義的體制（九品官人法・イデオロギー支配の體制）と、質任關係など私的な主従關係を媒介にして統合される武力集團を基礎にもつ「廣い意味での開發領主體制」「封建制との對立過程のうちにとらえられる。そして、前者の政治的勝利のうちに江南における貴族制支配の確立を見る。第Ⅲ部では、貴族の没落が「いかに、またいかなる理由によつて」（四〇七頁）⁽⁸⁾起つたかを究明しようとする。著者は惡貨と良貨との貨幣的二重構造と「社會的流動化」の進展をその基因として見出す。そして、この貨幣的二重構造と「社會的流動化」の進展を通じて、王族・寒門武人・侯・商・人層が擡頭し、それに對應して貴族の軍事支配權・經濟力が衰退してゆく過程を明らかにする。こうして「魏晉南北朝の貴族制社會は、その成立から崩壞にいたるまで、いわば中世前期の貴族制社會として、一つの完結した姿を示す」（はしがきx頁）に至る。

ここでは、全體の篇別構成に關連して次のことを問題にしておきたい。それは、第Ⅰ・Ⅱ部と第Ⅲ部とでは概ね問題追究の視角が異なり、第Ⅰ・Ⅱ部の視角が第Ⅲ部にまで貫かれていないことである。第Ⅰ部では、下からの輿論によつて權力媒介層としての士の階

層形成が論ぜられ（四八一—四九頁）、ついで九品中正制度によって士の階層が中央に進出するときに形成される第三次郷論の場から特定の貴族層が成立してくることを述べ（六一—六三頁）、さらにこうして構成される郷論環節の重層構造のなかで、その上層が基層から遊離・獨自化し、貴族として固定化してゆく傾向を展望する（六四—六八頁）。こうして輿論という經濟とは一應きりはなされたところに貴族はその本源の基盤をもつことが主張される。にもかかわらず、第三部であつかわれるその没落過程は、王族・寒門武人・土豪將帥層の進出による貴族の軍事支配權喪失（一・三章）という政治的契機を別とすれば、基本的には商人・土豪將帥層を主體とする貨幣的二重構造の進展や莊園經濟の變質（三・四章）によってのみ説明されるにすぎない。それは、貴族制の成立に際して副次的派生的としたものによるその崩壞の説明であって、貴族のよって立つ本源からの崩壞を説いたものではない。その社會的基礎をなした豪族共同體（二〇八・九頁）は、貨幣的二重構造の中でどのように變質してゆくのか、あるいは北來貴族が江南にうちたてた郷論主義的イデオロギー體制（二〇二・三頁、二三—二四頁）はいかに崩壞してゆくのか、一貫した説明を缺いていると言わざるをえないのである。その原因をさぐる手掛りは、とりわけ第三部が書かれた時期と第一・二部がものされた時期との相違にあると思われる。第三部は主として六〇年代前半の著作であり、第一・二部の大半は六〇年代後半から七〇年代にかけてのものである。つまり第三部は社會經濟史的研究に主眼を置くものであって、川勝氏がなお戦後第一段階の視座において分析を展開していたことを示している。第三部から第一・二部への視座の轉換の中に、京都における『市民的歴史學』の轉換

を端的にみる事ができる。とすれば、第一部の視座から第三部の対象——貴族制の没落過程をあとづけることがなお要請されるのであるまいか。郷論・輿論がこの時期の歴史的展開に果たした決定的役割を本格的にあとづけた川勝氏の貴族制論は、戦後第二期の研究の最も高い達成の一つであろう。越智氏の新著においても輿論のもつ歴史的役割については川勝氏の見解に即して全面的に評價されており、堀敏一氏の九品中正制の研究にも影響を与え、また若い世代の研究者がそれに啓發された論考をものしていることから分かるとおり、極めて重要なものである。であればこそ、貴族制崩壞期におけるその變質・崩壞の究明は、川勝氏の構想が眞に新しい達成であるか否かの試金石ともなるであらう。

とは言え、第三部の諸論考が決して意味のない研究であるのではない。川勝氏の今日の視座から見れば、おそらく副次的な地位に位置づけられて然るべきであるとしても、六朝史研究全體に占めるこれら研究の意義は自ら別である。とりわけ惡貨と良貨の出現を契機とする貨幣的二重構造の提起は、六朝期の流通・交易様式研究が微徴たる現情からみて、言わば先驅者の位置にあり、その更なる検証・深化を必要としている。またそこから出現する新しい階層——土豪將帥・商人層あるいはそれにささえられた皇帝權についても、川勝氏は明確な歴史的規定を与えておらず、この新しい階層のよりたचितた解明もいまなお新しい研究課題として残されていると言つてよい。しかし、第三部の諸提起については、筆者はこれ以上の言及をさけたく思う。第一・二部で展開された戦後第二段階における川勝氏の新しい達成について論評することを通じて、冒頭に述べた目的を遂行したいと思うのである。

IV

川勝氏の研究を貫く基本的問題は「貴族制社會と封建社會との關係をどう考えればよいのか」(はしがきⅴ頁)である。換言すれば、中國的特殊性と世界史的普遍性との關連が問題として設定されているのであって、戦後第一段階における關西の「市民的歴史學」の中の主題が表現をかねてうけつがれている。川勝氏は、この關連を第Ⅰ部では鄉論Ⅱ共同體翼求運動と豪族の領主化傾向との對立の中にとらえ、第Ⅱ部では北來貴族の鄉論主義的イデオロギー體制と諸將軍・軍團の構成する開發領主的體制との對立として更に發展した形態でとらえている。そして、開發領主的體制に對する鄉論主義的體制の最終的勝利、その文化的優位性・先進性を論ずることによつて、封建社會Ⅱ普遍・基準、貴族制社會Ⅱ特殊中國の現象という對比關係は、結果的には明確に逆轉して把握されることになる。貴族制こそ中世社會の先進的形態であり、封建制は小農民層の自立が未成熟な後進社會がとる社會形態として、川勝氏はとらえるかのごとくである。問題はここからはじまる。果たしてこのような關連のさせ方は可能であるか。そこでまず、領主化傾向・開發領主・封建制として川勝氏がとらえるものから見てゆくことにしよう。

豪族は財力と武力によつて、その周邊、すなわち郷邑の一圓に露骨な支配を及ぼそうとする傾向が顯著である。私はこの傾向を一應、豪族の領主化傾向と呼ぶことにする(三〇頁)と述べるように、川勝氏は財力と武力による郷邑の一圓支配を領主化と規定している。こうした規定は、孫吳政權を支えた諸將軍の支配體制の分析を通じて一層具體化される。すなわち彼らの支配の基礎は「奉邑

制」Ⅱ財力と「世兵制」Ⅱ武力であるが、「その將軍は、奉邑として與えられた縣の「長吏」……を自由に任命する權限を認められていた……その地域の武人領主」(一五七頁)としてとらえられるに至る。また奉邑制廢止後にとられる軍團の開拓屯田・屯田軍政の分析を通じて「將軍たちがそれぞれの私兵の性格をおびた屯田軍を統率しながら、その武力と財力を基礎として各個に軍政支配を行っていた」ことを開發領主的傾向としてとらえ、孫吳政權は、かくて開發領主的傾向を内包した諸將軍よりなる純軍事政權(一六三頁)として把握されるのである。川勝氏が規定する領主・開發領主(化傾向)は、このような財力と武力による農民の一圓的支配である。それは、「富殖の自己擴大方向」による「郷邑秩序の破壊者の性格の側面」(四〇頁)として經濟力の側面をもつてはいるが、宗族賓客數千家を擁した乘氏縣の李氏を典型として擧げるように、主としてその「私兵部隊」「武力」(四九頁)という軍事力的政治的側面に重心を置く規定である。第Ⅱ部において北來貴族の最終的勝利が彼らによる軍事支配權の確立を中心に述べられていることもこのことに深くかわつてゐる。

しかし、こうした規定は眞に領主の規定たりうるだろうか。川勝氏がしばしば對比する日本の中世領主制研究の見解を、今参照してみよう。戸田芳實氏等の研究によれば、日本の在地(開發)領主層は、八世紀後半に富豪層としてその先驅形態を現わし、十世紀の「私營田」(加地子收取)領主をへて、十一世紀以降に發展してゆく。國家公權の一部たる所職の所領化を通じ、彼らは徵稅權・檢田權・檢斷權等の公權を自らの領主權の構成要素とし、また耕地の領主的配分・指揮を内容とする勸農權をもその内に包含する。こうし

た領主權を媒介として農奴たる下人・所従、封建的隷屬民たる「在家」・「本名」(名主)を領主は支配するのである。領主制は、このように所有・經營・政治權力の總體を表わすものとして規定され、しかもそれが私的土地所有の屬性⁽¹²⁾所領として存在し、公權が私的に實現される場合に成立するものとみなされている。日本の領主制という川勝氏の規定ではおおいぐせない規定性をそれは有している。とりわけ所有と經營の内容規定において川勝氏の領主制規定は不充分さをまぬがれない。それは川勝氏の研究の視座の制約からきていると思われる。川勝氏は研究の出発點に立つて、貴族と豪族という概念を區別した。貴族は政治的概念であり、豪族は社會的概念であつて「必ずしも相掩う概念ではない」(四頁)と。それは、戦後第一段階の社會經濟史を直接的基礎とする貴族制研究に對して、自らの研究對象を峻別し、まず政治的存在としての貴族制研究をすすめようとする立場の表明に他ならない。川勝氏の研究は、社會經濟史研究から政治過程を一旦きりはなし、その獨自の運動を究明することによつて斬新な成果を挙げた。しかし、社會的概念として貴族とは區別された豪族の領主化が對象とされる場合にも、その武力的契機が特に注目されているように、主として政治的存在としての豪族が明らかにされるにすぎないのである。川勝氏の貴族制研究は社會經濟史研究からきりはなすことによつて成果を挙げた。しかし、そのことによつて所有と經營の總體たる生産様式研究からきりはなされて、領主制を構成する財力の内容自體の究明と、それと武力(政治權力)との關係が不分明にならざるを得ないという制約をもたなければならなかったのである。生産關係論を基軸にした戦

後第一段階の經濟史研究を生産様式研究の高みにひきあげると同時に⁽¹³⁾、川勝氏によつて明らかにされた政治過程との關連があらためて問題にされねばならない時期が今やきているのではなからうか。その意味で筆者の拙い研究から言つて、日本の在地領主の原緒形態をなした富豪層こそ、川勝氏が規定した領主(化傾向)に近い生産様式——實體を具有するものではないかと考えられるのである。⁽¹⁴⁾

領主化傾向にかかわる論點として、川勝氏は門生故吏關係・質任關係という人格的結合關係に着目する。こうした人格的結合關係を軀幹として開發領主たる諸將軍の軍團間に形成される上下統屬關係を以て、川勝氏は封建制的體制と規定するかのごとくである(二九六頁)。質任關係・門生故吏關係は家父長制的(奴隸制)關係ではなく、川勝氏が言うように私的な人格的關係・主客關係をその實體とするものであらう。しかし、領主の規定に前述のような問題がある以上、それをぬぎにした人格的結合關係のみをもつて封建制的體制を構想するわけにはいかない。封建制的體制とは、領主層がその所領を媒介にして結合する政治的社會編成のあり方を指すものである。ヨーロッパ封建制研究の水準を示すとされるF・L・ガンスホーフは、封建制概念の中核を「封土・家士機構」*institutions feodales*と「すなわち個人の個人に對する從屬關係」*家士制と土地の土地に對する從屬*封土制との結合關係のうちにとらえている⁽¹⁵⁾。ガンスホーフの場合、兩者の結合の仕方については明示的でないが、封建制が單に人格的結合のみならず、土地所有の從屬關係とも密接に結びついているものであることを認めている。日本やヨーロッパ中世史研究の場合、政治的諸權力(公權)が私的土地所有の屬性として實現され、人格的結合關係が土地所有の重層的關係と

して現象するとき、封建制的體制の實在を認めるのである。川勝氏の對象とした六朝期のみならず、かかる意味での領主制・封建制を中國史上のいかなる時代にも見出すことは不可能であると筆者は考へる⁽¹⁶⁾。しいて言えば、川勝氏が領主化傾向と呼んだものの實體、すなわち領主制の原緒形態たる富豪層のみを見出しうるにすぎない。それが何故に領主制へ展開しなかつたのかは、正しく生産様式の問題であるとともに、富豪層及びそれと對抗・相互依存關係にあった小農民層の政治的力量の問題でもある。完結した生産様式の研究と政治過程の獨自の運動の研究とが相互關係として把握されるならば、中國前近代社會は恐らく獨自の構成をもつ封建制的社會構成として把握されうるのではないかと筆者は思う。それがいかなる社會構成としてとらえられるのか、六朝史に限って言えば、その手掛りの一つに川勝氏の明らかにした名望家支配としての貴族政治がある。貴族制を封建制に直接關連づけるよりも、むしろ貴族制をふくめた中國前近代社會の獨自の構成と運動法則を明らかにすることによって世界史における中國史の位置づけは明瞭になるのではあるまいか。

V

そこで、川勝氏の最も新しい達成であるその貴族制論について検討してみることにしよう。川勝氏の貴族制研究の特質は、すでにふれたように政治的存在として貴族をとらえる點にある。それは單にとらえ方（論理）の問題にとどまらない。漢末の廣汎なレジスタンス運動の中で、領主化しつつあった豪族が自己規制を強いられ、自立小農民層との間に自ら指導者として共同體的關係を再建する。そ

こに川勝氏が見出そうとしているものは、豪族の中にあつた經濟と政治の歴史事實としての分裂である。そして、この分裂した一方の政治的側面の中から貴族制を展開し、經濟的社會的側面の中から開發領主的體制を展開する。この領主制については前章で論評した。筆者は、川勝氏がこの政治的側面から貴族制を展開し、その基盤を鄉論に求めてそれをイデオロギー支配・名望家支配の體制としてとらえたことに重要性を認めたいと思う。川勝氏がとくに第Ⅱ部の諸章で明らかにしたことは、イデオロギーの政治過程における獨自の役割であり、具體的には南朝貴族制の成立に果たしたその實踐的決定的役割であつた。そしてそれは、九品官人法という一つの制度に化體されて鄉論主義的體制として規定されることになる。それは、封建制とは全く異質の體制に他ならない。筆者もこうした川勝氏のイデオロギー支配の觀點に學んでいくつか考察をものしたことがある⁽¹⁷⁾。その結果、豪族共同體とは異なる基盤からではあるが、貴族のイデオロギー支配の基礎を社會的分業のうちにとらえ、當時の社會編成が封建制的政治編成とは全く異なるものであることを明らかにした。また中村圭爾氏は、鄉論の基盤とも言うべき「鄉里」のイデオロギー的性格を明らかにし、それが實體とは遊離した虚偽意識であることを最近主張している⁽¹⁸⁾。こうした具體的素材をふまえたイデオロギー分析が進展し、それが成立する根據や社會的實體の究明とともに、それが化體される社會體制・社會編成原理が明らかにされてゆくならば、中國史の實體に根ざしたより豊かな六朝社會論を構築してゆけるのではないかと思う。

そこで問題になってくるのは、この鄉論主義的體制の社會的實體たるべき豪族共同體とその擔い手たる自立小農民概念である。川勝

氏は、この自立の意味を特に明示してはいない。しかし、『豪族の領主化傾向による小農民の没落と階層分化の進行があったにもかかわらず、一方でこのような趨勢に抵抗する郷論の強力な盛り上がりが見られることのなかに、當時の華北における小農民の自立性の強さを感じざるをえない』（六一頁）とか、『それ（領主化傾向——筆者）によって小農民が自立性を奪われて、豪族のもとに隸屬せざるをえない状況が擴大した。しかしながら、それと同時に他方では、同じ農業生産力の高まりが、郷邑社會における自家經營農民の生活基盤を強める方向に作用した』（八二頁）、あるいは『それら（特權階級——筆者）の土地に緊縛されていた隸屬農民がどうなったかわからないが、あるものはその土地において自立農民としてしだいに育ちはじめたであろう……』（一九一・二頁）と述べるように、主として支配隸屬關係からの自立、すなわち政治的自立を指していると見てよい。農業生産力の高まりにも言及しているが、それはなお『華北農業の生産構造における基本的な制約』（九九頁）を推定しているにとどまっている。領主化傾向あるいは貴族の概念がそうであつたように、自立小農民概念はこどもやはり政治史的範疇として用いられているのである。そうして、その政治的結集形態が豪族共同体であり、そのイデオロギー的表現が郷論として事實上設定されていることが分かる。川勝氏が事實上問題にしている共同体とは、かく政治的課題を同じくする人びとからなる集團であり、一郷一村レベルのものが基本となるとは言え、かなり廣汎な領域をもちうるものである。郷論が環節的重層構造をもつとされるのもこのことに關連している。かつて、川勝・谷川氏と重田徳・五井直弘・堀敏一・菊池英夫諸氏などとの間に共同體論争とも言うべき一連の

論争があつた。それが一種のすれ違いに終つたのは、他の要因もあるとは言え川勝氏らの自立小農民・共同体概念がすぐれて政治史的範疇であつたにもかかわらず、それを生産關係概念と混同して議論したことにあると思われる。川勝氏らが政治史的範疇として事實上設定した自立農民・共同体概念による新しい達成の意味とその制約とを明らかにして、そこから論争は展開されるべきではなかったか。筆者は、川勝氏が問題提起にとどめた華北農業の生産構造を明らかにし、それと自立小農民概念とを對比してゆくならば、自ずとその制約のあり様が現出してくるのではないかと思う。川勝氏は、すでに見たように領主化傾向に小農民の階層分化と没落を見（五八・六一頁）、その對極にある豪族共同体に小農民の自立性を見る。しかし、日本の中世領主制研究が明らかにするよう、領主制の成立は小農民の自立の過程を基礎とする中世的村落の發展・成立の過程なのであつて、領主化と小農自立とを對立的にとらえたり、また政治的契機だけで説明しているわけではない。そこでは、政治過程は生産様式研究との相互關連の下にすめられている⁽²¹⁾。川勝氏は貴族制の成立過程を經濟過程から一應きりはなし、政治過程とイデオロギーとの探究を通じて貴族の獨自の基盤を明らかにし、新しい研究段階に導いた。しかしそのことがまた、經濟過程とりわけ生産様式研究との關連を缺く結果となつた。そこに川勝氏の研究の制約があつたと思う。しかし、本格的な生産様式研究は中國史研究の中ではまだ途についたばかりであつて、川勝氏の研究の制約は今日の中國史研究全體の制約でもある。生産様式の獨自の運動と政治過程の獨自の運動とを相互連關のうちにとらえることができるならば、そこに新しい動向を作り出しうる可能性が生まれてくるのではないだ

ろうか。

貴族制に關連して、最後に皇帝權を問題にしておきたい。川勝氏の引用に見られるとおり、内藤湖南は、「政治は、貴族、全體の專有といふべきもの」であり、「君主は單に貴族の代表的位置に立つ」にすぎず、「政治は君主と貴族との共議體」であつた（三頁、傍點川勝氏）と貴族政治を規定している。この規定のうち「多數の貴族が全體として政治を專有する」と要約し、研究の出發點としたように、川勝氏が特に注目したのは「中世貴族の全體的政治關與」（三頁）の問題であつた。君主（皇帝）は、そこでは貴族の後背にかくれてしまつてゐる。湖南は、「君主と貴族との共議體」という獨自の觀點をも示している。共議體であるからには、全體性に解消しえない貴族とは異なる獨自の存在根據を君主が具有していたことを湖南は示唆するかのごとくである。しかし、川勝氏の研究にはこの皇帝權の問題は組みこまれていない。その研究の結果としても皇帝權は貴族から明らかに除外されてしまふ。何故なら皇帝は鄉論環節の重層構造やそれが體制化された九品官人法から獨立した存在であらうからである。自明のことだが、皇帝は九品官人法の運用によつて皇帝になるのではない。共同體——鄉論とは異なるところにその基盤をもつてゐる皇帝のイデオロギー的・政治的・經濟的存立根據はどこにもとめられるのであらうか。川勝氏の研究に即して、假りに副次的な政治的存在であつたとしても、皇帝權力の獨自の基盤が明らかにされ、それと貴族の存立基盤とが相互に關連づけられなければならない。六朝國家論はなお全體として把握されたことにならないのではないだらうか。貴族制社會論をこえた六朝國家論の構築が今後の課題の一つとなるであらう。

VI

以上、川勝氏の論著をとりあげ、その中の主要な論點と思われるものを論評し、今後の研究課題を摸索してみた。そこで述べてきたことの一つは、生産様式と政治過程との相互連關的把握を基礎とする六朝期に獨自の社會構成の究明の必要性である。そのためには經濟と政治との間に介在する具體的な諸社會イデオロギーの解明とそれが化體される社會編成のあり様及び社會的・國家的裝置を明らかにしてゆく必要があると思う。今一つは、それと密接に關連することであるが、六朝社會は封建制的體制としてはとらえきれないといふことであり、川勝氏の新しい提起である貴族のイデオロギー的支配體制論の深化とそれをふまえた六朝國家論の構築の必要性である。

中國史研究の中には、川勝氏とは異つて、宋代以降に封建制社會の實在を認めようとする立場がある。この宋代以降封建社會説については、足立啓二氏が最近批判を加え、それらの研究成果に即して⁽²²⁾も宋代以降の社會を封建制範疇ではとらえたいことを明らかにした。川勝氏もその「はしがき」（vi頁）で述べるように、宋代以降の國家は、明らかに封建制とは異なる編成をとる社會である。ただ誤解を避けるために一言すれば、農奴制と封建制とは、親縁關係はあるものの異なる次元に屬する範疇である。農奴制は生産様式の問題であり、封建制は社會編成の問題であつて上部構造を包攝するものである。中國前近代社會に農奴制を土臺とする社會が存在すること、それが封建制によつて編成されているか否かとは論理の次元を異にする問題なのである。封建制と農奴制は一旦區別したう

えて関連づけられねばならない。しかしながら、このように川勝氏の所説の一部を構成する六朝封建論や宋代以降の封建制説がなりたたないとする立場に立つとき、それは極めて困難な實證的・理論的課題を背負うことを意味する。前近代社會最後の普遍的段階とされてきた封建制的社會構成の普遍性の意味はどこに求めうるのか、非封建制的構成をとる中國前近代社會はいかなるものとして把握されるのか、その近代への移行は世界史の中でいかなる規定性をもつものとなるのか、等々ただちに解決しえない問題をばらんとしている。どのように解決すべきか、今はただ川勝氏が試みた比較史の方法を一層鍛えてゆかねばならないことを痛感するのみである。

註

- (1) 川勝『六朝貴族制社會の研究』(岩波書店 一九八二年)、越智『魏晉南朝の貴族制』(研文出版 一九八二年)
- (2) 『支那上古史』・『支那近世史』(『内藤湖南全集』第一〇巻 筑摩書房 一九六九年)等参照。
- (3) 内藤史學の史學史的位づけについては、増淵龍夫『歴史家の同時代史的考察について』(岩波書店 一九八三年) I部参照。湖南の三區分法の成立については、京都大學の同僚であった内田銀藏の『日本近世史』(一九〇三年)・原勝郎の『日本中世史』(一九〇六年)と一連の關係にあることに注意すべきであろう。
- (4) 『中國史像の再構成——國家と農民——』(文理閣 一九八三年) 總論第一章参照。
- (5) 宮崎『アジア史論考』上巻(朝日新聞社 一九七六年) 所收の諸篇・宇都宮『東洋中世史の領域』(前掲『漢代社會經濟史研

究』所收) 参照。なおその位置づけについては、さしあたり谷川道雄『中國古代中世史と人間——宇都宮學の世界——』(『名古屋大學東洋史研究報告』四 一九七六年) 参照。

(6) 『歴史像再構成の課題』(御茶の水書房 一九六六年) 所收諸篇参照。

(7) 谷川道雄『中國中世社會と共同體』(國書刊行會 一九七六年) 第一部第一章『中國社會と封建制——その學說史的檢討——』

(8) 貨幣的二重構造とは、例えば次のように表現されるものである。『そしてこの間に、良質の貨幣は結局、富者のもとに退職され、流通機構の末端にある一般農民の間には、剪鑿と盜鑄によって極めて惡質化した鵝眼錢や錠環錢のたぐいが廣く行きわたったと考えてよい。富者の所有する良質はいよいよ購買力を増し、貧者の手にする惡質はいよいよ價值を低下するのである。社會における貨幣的な二重構造はこの約十年間にはほとんど決定的となったと推定される。』(三六〇—六一頁)

(9) 前掲書序言八一—二頁参照。

(10) 『九品中正制度の成立をめぐる』(『東洋文化研究所紀要』第四五冊 一九六八年) 参照。

(11) 『日本領主制成立史の研究』(岩波書店 一九六七年)・河音能平『中世封建制成立史論』(東大出版會 一九七一年) 参照。

(12) 足立啓二『中國封建制論の批判的檢討』(『歴史評論』第四〇〇號 一九八三年)・中村哲『奴隸制・農奴制の理論』(東大出版會 一九七七年) 第三章参照。

(13) この必要性については、拙稿『漢六朝期土地所有制研究をめぐる』(『東洋史研究』第三二卷第三號 一九七三年) 参照。

(14) 日本の富豪層については、前掲戸田・河音著書及び門脇禎二『日本古代政治史論』（塙書房 一九八一年）参照。中國のそれについては專論を準備しているが、さしあたり拙稿「漢六朝期の大地所有と經營」（『東洋史研究』第三二卷第一・二號 一九七四年）参照。

(15) 森岡敬一郎譯『封建制度』（慶應通信 一九六八年）参照。

(16) この点については、學說史的検討をへて中國における封建制の問題を「未知数の状態に還元」した谷川道雄氏の見解に筆者は共感を覚える（谷川前掲書第一部一章参照）。川勝氏と谷川氏とは、中世社會を封建制との關連を重視することによって把握するのか、あるいは非封建制的社會として理解するのか、という本質的な見解の違いを一方で示していることに注意したい。

(17) 「清」あるいは二七世紀中國におけるイデオロギー形態と國家」（『京都府立大學學術報告』人文第三一號 一九七九年）

(18) 『郷理』の論理——六朝貴族社會のイデオロギー」（『東洋史研究』第四一卷第一號一九八二年）。なお、筆者の言うイデオロギーは日常用語のそれとは異なっている。それについては、L・アルチュセール著・西川長夫譯『國家とイデオロギー』（福村出版 一九七五年）及び上野俊樹『經濟學とイデオロギー』（有斐閣 一九八二年）参照。その意味では、荻森健介氏の提起する「當時の國家の政治理念（國家の支配イデオロギー）、貴族の倫理的な世界（エートス）、及びそれに對する民衆のかかわり方」の問題（『中國史における貴族制研究に關する覺書』『名古屋大學東洋史研究報告』七 一九八一年）は、全體としてイデオロギー分析の必要性を説くものとして興味ある指摘であると思う。

(19) このことは谷川氏の共同體論にも共通している。佐竹靖彦氏は、谷川氏の共同體概念を整理して（一）社會的關係概念、（二）地域的准國家構造概念、（三）再生産構造概念の三側面に區分している（『中國前近代史における共同體と共同體論についての覺え書』『人文學報』第一五四號 一九八一年）。佐竹氏はこの三側面のうち、第二の側面を「政治的姿態」にかかわる谷川氏の本來的な共同體概念としてとらえ、検討している。

(20) 前掲註(19)佐竹論文はそのための貴重な試みである。

(21) 前掲註(11)戸田・河音著書及び大山喬平氏『日本中世農村史の研究』（岩波書店 一九七八年）参照。

(22) 前掲註(12)論文参照。

〔附記〕四月四日、御療養中の川勝義雄先生が逝去された。筆者の論評に對して、御健在であれば、當然反論があったはずであり、それを期待して思ひきって書いた箇所も多い。特に封建制と貴族制との關連については、新しい展開を先生は期しておられたようである。自ら主宰された京大人文研の共同研究「中國貴族制社會の研究」の發足にあたって、八一年五月八日には「貴族制社會研究法の問題點」と題して報告され、Criticized feudalism なる概念と比較的研究の重要性とを提起し、北朝・唐代をも射程に入れた新しい中世貴族制論を展開されようとしていた。その具體像や小稿に對する批判については、もはや拜聴すべくもない。相互批判の場がなくなり、ただ先生の學說を發展させてゆくことのみが次の世代に課せられてしまったことに、言いしれぬ重みを感じつつある。拙ない論評ではあるが、御靈前に供して、哀悼の意にかえることをお許しただきたく思う。